

審議案件に関する概要

令和5年1月19日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項 [変更]
届出日	令和4年6月8日
担当部署	北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井6丁目22番7号
株式会社両角 代表取締役 両角 陽一	阿寒郡鶴居村字幌呂原野南六線東48
的場 光子	釧路市文苑1丁目11番5号
塩濱 美幸	札幌市南区藤野2条12丁目16番5号
的場 浩規	釧路郡釧路町新開2丁目10番地

2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	DCMホームック木場店 北海道釧路郡釧路町木場2丁目1番2		
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井6丁目22番7号 株式会社チヨダ 代表取締役 町野雅俊 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号 有限会社ファームフーズ 代表取締役 塩田令子 釧路市愛国西4丁目24番16号 株式会社エイムカンパニー 代表取締役 佐藤慎吾 帯広市大通南9丁目10番地1		
(3) 変更日	令和4年(2023年)2月9日		
(4) 店舗面積の合計	(変更前)	7,406㎡	
	(変更後)	13,373㎡	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	(変更前)	250台
		(変更後)	758台
	駐車場の位置	(変更前)	添付資料図-3(1)のとおり
		(変更後)	添付資料図-3(2)のとおり
	駐輪場の収容台数	(変更前)	30台
		(変更後)	60台
	駐輪場の位置	(変更前)	添付資料図-3(1)のとおり
		(変更後)	添付資料図-3(2)のとおり
荷さばき施設の面積	(変更前)	732㎡	
	(変更後)	246㎡	
荷さばき施設の位置	(変更前)	添付資料図-3(1)のとおり	
	(変更後)	添付資料図-3(2)のとおり	
廃棄物保管施設の容量	(変更前)	68㎡	
	(変更後)	68㎡	

	廃棄物保管施設の位置	(変更前) (変更後)	添付資料図-3(1)のとおり 添付資料図-3(2)のとおり
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	(変更前) (変更後)	午前7:30～午後9:00 DCMホームマック 午前 7:30～午後9:00 シュープラザ 午前10:00～午後8:00 焼肉食材SHIOTA 午前 9:00～午後8:00 大地はドラムと優しい麦 午前 9:00～午後8:00
	駐車場の利用時間帯	(変更前) (変更後)	午前7時00分～午後9:30 午前6時30分～翌午前0:30
	駐車場の出入口数	(変更前) (変更後)	出入口3箇所、入口1箇所、出口1箇所 出入口7箇所、入口1箇所、出口2箇所
	荷さばき時間帯 (変更なし)		午前6:00～午後10:00

3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要台数1,061≧設置台数758台				
	駐車場等の整備	駐車場①432台 駐車場②152台 駐車場③39台 駐車場④102台 駐車場⑤33台				
	駐輪場 (自動二輪車含)の整備	<ul style="list-style-type: none"> 60台分設置 自動二輪での来客は少なく、計画駐車場で対応可能 				
	来客車両等の入出庫方法	屋外に平面自走式、オペレーター無し				
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。 				
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 従業員や取引業者等とともに店舗周辺や場内における低速度走行や歩行者及び来客への安全確認の徹底。 出入口看板、一旦停止表示等で安全と円滑な自動車誘導に配慮。 繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。 				
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。 				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則10cm以上の積雪が生じた場合に除雪 駐車場外周部等に一時堆雪するが、適時排雪を行い必要駐車台数の確保に努める。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	39dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	1	45dB	26dB	○	
		2	50dB	32dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点/音源の種類		規制基準値	予測結果	評価
		A1	空調機①+排気①②③	60dB	37dB	○
A1		空調機⑧	60dB	67dB (31dB)	△	

a2	冷凍機①	60dB	61dB (31dB)	△
a11	排気⑩	60dB	57dB (31db)	△
a3	冷凍機②	50dB	18dB	○
a4	冷凍機③	50dB	32dB	○
a5	排気⑥	60dB	21dB	○
a6	排気⑧	60dB	28dB	○
a7	排気⑬	60dB	43dB	○
a8	排気⑭	60dB	43dB	○
a9	排気⑮	60dB	42dB	○
a10	排気⑯	60dB	42dB	○
A2	排気⑰⑱	60dB	58db	○
A3	排気⑳㉑㉒㉓	60dB	29dB	○
c1	自動車走行音	50dB	55dB (31dB)	△
c2	自動車走行音	60dB	56dB	○
d1	ドア開閉音	50dB	58dB (33dB)	△
d2	ドア開閉音	60dB	65dB (34db)	△

※ 評価△は、敷地境界で規制基準値を超えるが、直近住居の壁際では基準を満たす。

※ () 内数値は直近住居壁際でのdB

騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。 	
荷捌き作業時の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬出入車両等の不要なアイドリング防止により騒音と排気ガスの削減に取り組む。 	
付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室外機は最新の低騒音型を設置する。午後10時以降は駐車場の一部を閉鎖して駐車場騒音の低減を図る。 	
青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業終了後、駐車場出入口をチェーン等で閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。 	
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後10時以降及び午前6時以前には行わない。 ・ 騒音問題発生の際は適切な対応を図る。 ・ 駐車場内にアイドリング停止や静かな中佐場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙する。 	
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針容量 43m³ ≤ 設置容量68m³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・ SM棟及びDIY棟では廃棄物棟保管施設は屋内に設け、またサービス棟は堅牢な金属製物置を使用して、飛散防止や美観・衛生面に配慮。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別を徹底し回収作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別処理の徹底に努めリサイクル率の向上に努める。

		<ul style="list-style-type: none"> 店舗に電球やバッテリー等の回収箱を設置し、リサイクル活動を行っている。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 生ゴミ等の保管は袋等で密閉の上廃棄物等保管施設で保管して悪臭の発生を防ぐ。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 店舗運営責任者との連携を図り、適切に対応策を講じる。
(4)	街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 立地する地域で街並みづくりが行われる場合は、阻害することがないように調和を図る。 広告塔や駐車場の照明はライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないよう配慮。 屋外広告物の設置に関しては法令等を遵守
(5)	防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体から避難場所の提供や物資の提供等の要請があれば必要な協力を行う
(6)	防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 店舗内外における従業員の見回りや声かけ等により、青少年の蝟集等を防ぐよう配慮。 閉店後の機械警備の作動及び施錠を徹底。
(7)	地域貢献活動の取り組みに配慮した事項	<ul style="list-style-type: none"> 地域と協働した環境保護、地域創生への貢献を図る。 DIY教室の開催など、DIYの啓発や情報発信に取り組む。
(8)	関係行政機関との協議状況	
公安委員会		
	北海道釧路方面 釧路警察署 交通第一課	令和4年5月20日 計画概要について説明 ○指摘事項なし
	北海道警察釧路方面 本部交通課	令和4年6月1日 ○「大地はドラムとやさしい麦のドライブスルーが渋滞して、歌屋前の車路が混雑すると、駐車場①と駐車場③及び④間の移動が出来なくなるので、そのようなときは障害が生じない場所に来客自動車を待機させるよう交通整理をすること。既存の駐車場出入口は位置が明確に判断出来ない箇所があるので、各出入口とも来客自動車が入り位置を判別しやすいよう看板を設置すること。」との指摘。 → ドライブスルーの渋滞で車路が混雑しないよう適切な交通整理を行う。駐車場の各出入口には出入口看板を整備。
道路管理者		
	北海道開発局 釧路開発建設部 釧路道路事務所 総務課	令和4年3月14日 ○出入口⑦の施工について計画図等を提出して施工承認申請を提出。
	北海道開発局 釧路開発建設部 釧路道路事務所 総務課	令和4年3月22日 ○施工承認を頂く。
	釧路町 道路河川課	令和4年5月31日 ○計画図を提出して木場仲通の入口①・出口①の改修計画が支障ない旨確認。

地元市町村	
釧路町 経済部産業経済課	令和4年5月20日 計画概要について説明 ○指摘事項なし（「関係各課」への説明依頼） →関係各課には産業経済課から説明すること。

4 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし（令和4年7月5日付）
(2) 住民等の意見	意見なし

5 道（釧路総合振興局連絡調整会議）の意見案

特になし

別 紙

答申

DCMホームマック木場店

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

鉏路町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。